あきる野市老人福祉施設連絡協議会と災害時応援協定を締結しました

災害発生時に、長期間避難生活を強いられる被災者が生じた場合、災害時要援護者のための二次避難所を開設する必要がありますが、自治体のスタッフや施設だけでは対応し難い状況にあります。

二次避難所については、災害時要援護者を支援するための技術や経験を有する専門のスタッフ、設備、体制が整った施設が望ましいため、市では4月6日に、市内14の老人福祉施設で構成する「あきる野市老人福祉施設連絡協議会」と、二次避難所としての施設利用などに関する協定を締結しました。

市では今後も、地域の防災力と市民の防災意識を高めるための取組と支援を行うとともに、さまざまな主体との協力関係を構築し、災害に強いまちづくりを推進していきます。

▽**問合せ**　地域防災課防災安全係

増戸地区防災・安心地域委員会が東京都の「防災隣組」に認定されました

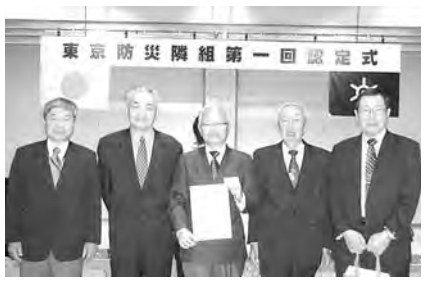

増戸地区防災・安心地域委員会が、東京都の第一回「防災隣組」に認定されました。

「防災隣組」は、防災に関する先進的な取り組みをするグループを東京都が認定する制度で、地域の自主防災組織を育て、住民が自らの身を守る「自助・共助」の意識を高めることを目的としており、今後は先進的な取組として他の地域に紹介されることになっています。

この増戸地区防災・安心地域委員会の認定は、行政と町内会・自治会の連携による地域防災力の強化と地域コミュニティ活性化を目指した取組が高く評価されたものです。

▽**問合せ**　地域防災課防災安全係

児童館・学童クラブの民営化（指定管理者制度・業務委託導入）説明会を開催します

現在、児童館・学童クラブは市の職員を配置して運営していますが、子どもを取り巻く環境の変化や市民ニーズの多様化に対応し、より充実した生活環境を子どもたちに提供することが求められています。

ついては、民間経営のノウハウを生かした指定管理者制度や業務委託を導入し、効率的、効果的な運営を行う必要があります。

表のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください。

▽**問合せ**　児童課児童館係

表　説明会の日程

日　時	場　所
5月8日㈫	若竹児童館
5月9日㈬	南秋留児童館
5月14日㈪	草花児童センター
5月15日㈫	若葉児童館
5月16日㈬	屋城児童館
5月21日㈪	前田児童館
5月22日㈫	一の谷児童館
5月23日㈬	多西児童館
5月28日㈪	五日市児童館
5月29日㈫	五日市児童館増戸分館
5月30日㈬	秋留台学童クラブ

※いずれも午後7時開会

5月27日㈰は一斉清掃の実施日です

一斉清掃は、町内会・自治会連合会などのご協力により、皆さんの共有財産である道路、公園や河川などの清掃をする活動です。この活動を通じて、緑とうるおいのある都市環境の保全だけでなく、地域の方々の交流も深めることができます。多くの方の参加をお願いします。

▽**日時**　5月27日㈰　午前8時～正午（小雨実施。雨天の場合は6月3日㈰）

※午前7時に防災行政無線でお知らせします。

▽**集合場所**　各町内会・自治会ごとに、決められた場所に集合してください。

▽**清掃場所・清掃方法**

●町内会長・自治会長の指示に従ってください。各種ボランティア団体は、それぞれの町内会・自治会などの役員の指示に従ってください。

●ごみ袋は、ボランティア袋を使用してください。

●各家庭のごみや粗大ごみなどは、絶対に持ち込まないでください。

▽**その他**　秋季一斉清掃は、11月25日㈰に実施する予定です。

▽**問合せ**　生活環境課清掃・リサイクル係（直通558・1830）

スポーツ祭東京2013

5月12日は民生委員・児童委員の日です

広げよう地域に根ざした思いやり

現在、市には69人の民生委員・児童委員がいます。

委員は、市民と行政をつなぐパイプ役として、福祉に関するいろいろな相談やお手伝いを行っています。また、いじめや児童虐待の問題など子育て支援に関することにも取り組んでいます。主任児童委員は、子育て支援に関する活動を専門的に行っています。

委員の自宅には、「東京都民生委員・児童委員」の門標が掲げてあります。気軽にご相談ください（相談内容は秘密を厳守します）。

民生委員・児童委員のキャラクターを紹介します

ミンジー

民生委員・児童委員の活動を皆さんに広く知っていただけるよう、ミンジーとともに活動紹介を進めていきます。「民生委員」「みんな」「都民」のミンと「児童委員」「主任児童委員」「児童」のジーを組み合わせた愛称で、都民からの公募により決定しました。

活動PRのパネル展示を行います

▽**期間・時間**　5月14日㈪～18日㈮　午前10時～午後3時

▽**場所**　コミュニティホール（市役所1階）

▽**内容**　民生委員・児童委員活動紹介のパネル展示など

▽**問合せ**　生活福祉課庶務計画係（直通558・1927）

障がいがある方などの軽自動車税が免除になります

障がいがある方のために使用する軽自動車などに対する軽自動車税は、一定の要件により、申請することで税が免除になります。該当する障がいの等級など、詳しくはお問い合わせください。

▽**申請に必要なもの**

●軽自動車税納税通知書

●交付を受けている手帳

●はんこ

●運転免許証（免除を受ける軽自動車を運転される方のもの）

▽**申請期限**　納税通知書到着後、5月24日㈭まで

▽**その他**　減免は、障がい者1人につき1台に限られます。また、普通自動車の減免を受けている方は受けられません。

▽**申請・問合せ**　課税課市民税係（直通558・1682）

5月5日㈯～11日㈮は児童福祉週間です

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発を行っています。

皆さんもこの機会に、子どもの健やかな成長について考えてみませんか。

▽**問合せ**　子ども家庭支援センター

自転車安全利用TOKYOキャンペーン 5月1日㈫～31日㈭

歩道は歩行者のための道です
歩いている人に道を譲りましょう

▽**自転車安全利用五則**

①自転車は車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

●夜間はライトを点灯

●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

▽**自転車の通行ルール**

●乗車人員…16歳以上の運転者が安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を運転する場合、その幼児用座席に幼児2人を乗車させることができます。

●傘さし運転・運転中の携帯電話使用などの禁止…傘をさすなど、視野を妨げたり、安定を失うおそれのある方法で自転車を運転することはできません。また、自転車を運転しながら携帯電話で通話することや、画面を見ることもできません。

▽**問合せ**　地域防災課防災安全係

市長コラム No.44

桜の花が散り、一気に新緑の季節になりました。見渡す限りの野も山々も薄い緑色と淡い黄色に彩られ、春の陽を浴びて暖かそうに見えます。5月は気持ちの良い季節です。

さて、東日本大震災から一年がたち、今、全国の自治体が被災地のがれきの処理問題で難しい状況にあります。東京都はいち早く受け入れを決定したので、各市で地元住民の理解を得るために説明会が行われています。

わが市では西秋川衛生組合で処理場を経営していますが、ここの施設は老朽化により新設の事業を進めている状態であり、被災地のがれき処理ができる施設から外れています。そのためがれきの受け入れはありませんが、被災地のことを思い、同時に地元住民の放射能への不安について思うと、複雑な気持ちでいます。

また、先月18日に首都直下地震等による被害想定が東京都から公表されました。東日本大震災を踏まえて、今後、実際に起こり得る最大の被害を想定し、見直したものです。最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲になり、三多摩に拡大しています。あきる野市においても人的被害と建物被害が従来の想定を大きく上回っています。すでに日本列島は地震の活動期に入っていると言われており、まだ遭ったことのない大地震の脅威をあらためて確認する必要があります。

早急に市の防災計画の見直しのための調査に着手し、市民の皆さんと協働で、地域防災力の強化に取り組む覚悟です。ご協力をお願いします。

あきる野市長　臼井　孝